

改正

令和6年3月6日訓令第10号

那須塩原市公共施設等利活用検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 那須塩原市の公共施設等の公有財産（地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条に規定する公有財産をいう。）の利活用及び適正処分について検討するため、那須塩原市公共施設等利活用検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 公有財産の利活用方針に関すること。
- (2) 公有財産の適性処分方針に関すること。
- (3) 個別の公有財産ごとの利活用に関すること。
- (4) 各号に掲げるもののほか、公有財産に関し必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は総務部に関する事務を所掌する副市長を、副委員長は他の副市長を、委員は次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 企画部長
- (2) 総務部長
- (3) 市民生活部長
- (4) 環境戦略部長
- (5) 保健福祉部長
- (6) 子ども未来部長
- (7) 産業観光部長
- (8) 建設部長
- (9) 上下水道部長
- (10) 教育部長

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(議事の報告)

第6条 委員長は、会議の終了後速やかに、議事について、市長に報告するものとする。

(その他)

第7条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和6年1月23日から施行する。

附 則（令和6年3月6日訓令第10号）

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。